

ワンポイント会計基準

vol.284 「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等の公表について 6

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等(以下、本公開草案)が公表されました。

本公開草案は、原資産（特定された資産）の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルによる考えを採用しています。なお、この考えは、IFRS16 号等の国際的な会計基準の取扱いと整合するものです。

今回は、公表された内容のうち「セール・アンド・リースバック取引」の概要をご紹介します。

1. セール・アンド・リースバック取引とは

セール・アンド・リースバック取引とは、売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、リースバックする取引をいいます。

ただし、リースバックが行われる場合であっても、売手である借手による資産の譲渡が次のいずれかであるときはセール・アンド・リースバック取引に該当しないとされています。（本公開草案の適用指針第 50 条）

(1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準（以下「収益認識会計基準」という。）に従い、一定の期間にわたり充足される履行義務（収益認識会計基準第 36 項）の充足によって行われるとき

(2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 95 項を適用し、工事契約における収益を完全に履行義務を充足した時点で認識することを選択するとき

2. セール・アンド・リースバック取引の会計処理

売手である借手は、セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が売却に該当するか否かについて判断を行い、次のとおり会計処理を行うとされています。(本公開草案の適用指針第 51 条)

(1) 売却に該当しないと判断される場合

次のいずれかに該当する場合、売手である借手による資産の譲渡は売却に該当せず、当該資産の譲渡とリースバックを一体の取引とみて、金融取引として会計処理を行うとされています。

ア 売手である借手による資産の譲渡が収益認識会計基準などの他の会計基準等により売却に該当しないと判断される場合

イ リースバックにより、売手である借手が、資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる場合

(2) 売却に該当すると判断される場合

売手である借手による資産の譲渡が、収益認識会計基準などの他の会計基準等により、一時点で損益を認識する売却に該当すると判断される場合、売手である借手は、当該資産の譲渡について収益認識会計基準などの他の会計基準に従い当該損益を認識し、リースバックについて本公開草案及び前述の本公開草案の適用指針に従い売却の会計処理を行う。

ただし、(1) イに該当する場合は金融取引として会計処理を行うとされています。

以上